



〈論文〉本家大名が分家旗本に与えた影響について： 維新期の新宮池田家・岡山藩池田家・鳥取藩池田家 を事例に

藤尾, 隆志

(Citation)

歴史文化に基礎をおいた地域社会形成のための自治体等との連携事業, 6(平成19年度事業報告書):28*-40*

(Issue Date)

2008-03-31

(Resource Type)

report part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81002294>



本家大名が分家旗本に与えた影響について

— 維新期の新宮池田家・岡山藩池田家・鳥取藩池田家を事例に —

藤尾 隆志

はじめに

近年、幕藩体制や武家の性質、さらに藩政史を検討する一素材として、武家の本家―分家関係を検討する研究が増えている。その結果分家大名に関する成果は確実に蓄積されてきている。^①

このうち、倉持隆氏は特に大名の本家―分家関係を検討することの必要性について興味深い指摘をしている。すなわち、①大名家のほとんどが本家、あるいは分家のどちらかに属していた。^②大名武鑑の記載も一族ごとであることから、武家以外の多くの人々も、大名を一族ごとに見えていた。という点から、「(前略) 大名の本家・分家関係は、幕藩制の中の重要な要素であり、したがって、大名の本家・分家関係を考察することは、大名社会のより一層の解明につながると考えられる」と指摘している。^③

私も氏の指摘に全面的に同意するが、この考えは大名に限らず、旗本へも広げる必要性を感じている。その点を考慮すれば、本家大名―分家旗本に関する研究は今後さらに必要になるのではないだろうか。分家旗本の研究はまだまだ立ち遅れている。

そのようななか、池田家の本家大名―分家旗本の関係についての研究は比較的深められているように感じられる。例えば、伊藤康晴氏は鳥取藩池田家と旗本の福本池田家の関係について、福本藩の領地は、先祖にあたる池田輝澄が鳥取藩主池田光仲預かりになったことが直接的な契機であり、一時期鳥取藩領であったことを明らかにしたうえで、鳥取藩が「本家」としての立場から福本池田家に関わっていき、幕末維新期には鳥取藩領から福本池田家領を分知したと

いう認識を持つという経緯があつたことを指摘した。また福本池田家が岡山藩に自身の所領を預ける運動をした際には、鳥取藩が阻止した事例などを紹介されている。^④

他にも自治体史での研究がある。『播磨新宮町史』では岡山藩池田家と旗本の新宮池田家の関係について、近世初期に当初は藩であった新宮池田家が断絶の危機に陥った際に、岡山藩池田家と鳥取藩池田家の援助をうけて、旗本として家名が存続したこと、また維新期には岡山藩池田家の協力で藩格昇進運動を行ったことなどを紹介している。^⑤ また『井原市史』では岡山藩池田家と井原池田家の関係について、両者の経済的つながりや、幕末期に井原池田家が領地を一部幕府に収公される際、一連の手続き等に岡山藩池田家が協力したことなどをあげている。^⑥

これら先行研究は岡山藩池田家と分家旗本、鳥取藩池田家と分家旗本という視点から本家大名―分家旗本の関係において成果をあげ、いずれも本家が分家旗本に経済援助・運動協力等を行うことを指摘する。分家側が本家側の援助をうけているのは、依存度にそれぞれ相違があつたとしても、分家大名と同様であることがわかる。

ただ池田家の事情を考えると岡山藩池田家と鳥取藩池田家という二つの大藩が、しかもごく近隣に存在したことによる一門への影響について検討する視点も必要ではないだろうか。筆者は最近、その点を考慮に入れて、新宮池田家と岡山藩池田家・鳥取藩池田家の関係を取り上げ、新宮池田家が岡山藩・鳥取藩両池田家を「本家」と呼ぶ経緯を紹介した。^⑦ その結果、新宮池田家は岡山藩池田家と血縁などで関係が深い、鳥取藩池田家とも近世初期から関係があり、そのうえ近世後期には鳥取藩池田家の家格が岡山藩池田家を完全に上回り、そ

の結果両者を「本家」と呼ぶようになったとした。とはいえ二つの本家が存在することにより、分家側にどのような影響が生じるのかという課題は残ったままであった。

そこで本稿では三家（新宮池田家・岡山藩池田家・鳥取藩池田家）の関係を中心として先述の課題について改めて検討していくことにする。なお、ここでは三家の関係がよく理解できる維新时期を素材に検討していきたい。当時は近世と近代の過渡期ではあるが、少なくとも近世の武家の性質を色濃く残しており、近世の本家―分家関係を検討する事例になろう。また維新时期の旗本の動静を知るうえで有益であると考ええる。

当時の新宮池田家を取りまく環境について概観すると、幕末に当主となった池田頼方は、新宮池田家のなかで例外的な出世を果たした。天保七年（一八三六）に西丸目付を命ぜられたのを皮切りに、浦賀奉行・奈良奉行・勘定奉行などを歴任したのち江戸町奉行、さらに外国貿易事件取調方や大目付などを勤めて、幕政に深く関わった。「安政の大獄」の際には再び江戸町奉行と勘定奉行を兼任し、大老井伊直弼の下で橋本左内や吉田松陰などの裁判にも関わっている。井伊が暗殺された後は一旦失脚するが、その後も江戸町奉行や政事改革取扱を兼務するなど活躍した^⑦。また池田一門との交流では、財政難から岡山藩に援助をもとめる一方、岡山支藩の家督問題に関わり、池田一門として幕府と折衝することもあり、池田一門との交流が多く確認できる。

しかし幕府が倒れると、逆に幕府側の要職に就いたものとして維新政府からは警戒される存在になった。少なくとも新宮池田家ではそのように感じただろう。ただ新宮池田家にとって幸運だったのが、本家である岡山藩が広島藩と共に山陽道鎮撫取締に任せられ、新宮領周辺地域の取締りにあたるようになったことである^⑧。このようななか、維新时期に新宮池田家存続のために奔走したのが、慶応二年（一八六六）に頼方から家督を相続した養子の頼誠である。

岡山藩・鳥取藩両池田家の本家側では、本来岡山藩池田家が池田家の直系ながら、両者での本家―分家関係は少なくとも幕末には確認できない^⑨。両家は幕末期に共に水戸の徳川斉昭を父に持ち、最後の將軍徳川慶喜とも兄弟である池田茂政（岡山藩主）と池田慶徳（鳥取藩主）が相続していた（慶徳が兄）が、幕府の崩壊に伴いこちらが微妙な立場に置かれることになった。維新政府から

先述の通り岡山藩は山陽道鎮撫取締に命ぜられ、鳥取藩も罪を受けることはなかったものの、慶喜の兄弟である以上内外から藩主交代の声があがるのは止むを得ないことであった。やがて茂政は引退し、慶徳もそうなるはずが、藩論がまとまらず結局引退出来なかった^⑩。

本稿ではこのような状況の下、新宮池田家が領地安堵のために、京都で維新政府と折衝したこと、またその後には藩格昇進運動を展開した際に、岡山藩池田家と鳥取藩池田家がどのように関わったかを検討する。また関連して新宮池田家と同様に播州に領地を持つ池田一門の分家旗本、特に福本池田家と屋形池田家（福本池田家の分家）にも着目していきたい。

一章 新宮池田家の京都での領地安堵運動

本章では、新宮池田家が領地を認められ、陣屋のある新宮へ出発するまでを対象とする。（一覽参照）

（1）江戸―京都到着

慶応四年（一八六八）正月二九日、旧幕府の老中より大目付に対して「銘々京都江相越度向々ハ伺不及前廣二届申聞候上、罷越候而も不苦候」と、「近畿関西二知行有之面々」へ伝達するように指示があり、近畿・関西に知行を持つ者（大名・旗本両方と思われる）に対し、上京することが許された。その理由として、「別近畿関西二知行有之面々ハ自然 朝廷より御沙汰之品も有之趣二付」と朝廷からの命令があることが考えられ、また朝廷に恭順することで、「人民も干戈之禍二羅らす、尊王之素志二相叶候」と人民も戦争にまきこまれず、尊王の志にも叶うことを指摘している^⑪。すでに旧幕府側には抵抗する意識がないことがわかるが、この内容は触れとして関係者へ伝えられた。

新宮池田家では二月一九日に家臣の水谷保太郎や富田敬輔が江戸へ到着し、相談の結果、当主の頼誠がまず上京し、先代の頼方は腫れ物があるということ^⑫で快癒したのち出発することになった。これをうけて、ひとまず敬輔が帰国し、保太郎は共に上京することが決まっている^⑬。

話は前後するが、在地の新宮でも同年の二月中に岡山藩へ姫路藩征討に協力すること、家名存続のために協力して欲しいなどと新宮在任の家臣から岡山

新宮池田家新宮編年までの経緯一覽表

月	日	内容
正月	二九日	幕府老中より大目付への達書。京都へ行きたいものは不苦との達しを近畿・関西に知行を持つ者にすることを指示。
二月	一三日	水谷保太郎・富田敬輔 京都で江戸行きに関して、政府に通行手形を求める。同時に鳥取藩と新宮池田家と播磨屋形池田家に、通行手形をもらえらるるよう政府へ願書を提出。政府から即日手形が交付される。
	一九日	水谷保太郎・富田敬輔、江戸着。頼誠の京都行き決定。
	二二日	頼誠、久世下野守をもつて幕府に暇乞提出。浅野美濃守落手。富田敬輔出立。
	二二日	若年寄の連名にて、明日登城すべしとの奉書到来。
	二三日	久世下野守登城。幕府より暇許可。
	二五日	頼誠ら江戸発駕。
	不明	池田農夫也・山村堪六と台流。農夫也は共に京都へ。勘六は一度江戸へ。途中東海道から、美濃路を経る。
三月	二日	大津着。富田敬輔、帰国掛が京都で岡山・鳥取両藩と打ち合わせをした件についての書状受けとる。それにより、農夫也は先に京都へ。その後頼誠も京着。岡山藩留守居、沢井宇兵衛と相談。頼誠一行の旅宿決まる(岡山藩家臣藤本久兵衛毛)。
	三日	頼誠、農夫也他数名を伴い、岡山・鳥取藩邸へ吹聴と諸事の御願い。在所(新宮)から富井周蔵、横井孝之助ら上京。周蔵は帰国。孝之助は在京。岡山藩と新宮池田家から太政官へ、参内したい旨の願書提出。(新宮からの願書も岡山藩が作成)。
	五日	三日の願書が落手され、願書が返される。
	一〇日	岡山藩より、頼誠が明日参朝したい願書を政府に提出。
	一二日	弁事役所より、池田農夫也、水谷保太郎に翌日太政官代へ出頭する内容の書状到来。岡山藩へ翌日の相談。
	一二日	太政官代(二条城)へ保太郎出仕。新宮について様々な質問を受ける。書類作成。
	一三日	新宮へ、岡山より池田章政家督相統御願いの知らせ。
	一五日	岡山藩留守居沢井より、章政家督相統の知らせ。使者を岡山藩邸へ。
	一六日	頼誠、章政の家督相統のお祝いに行くも、章政には会えず。
	一七日	元江戸留守居岩田七郎兵衛と相談。(一度頼誠が岡山へ行くことや進献についての相談など)。
	一八日	池田章政、侍従に昇進。
	一九日	岡山藩留守居より、章政と逢うようとの文通。頼誠、章政と対顔。あわせて侍従昇進の御歡び。
	二二日	章政。征討の供を命ぜられ、大坂へ。
四月	九日	沢井権次郎より、在京の同姓方の連名にて家族・家来の取調べについての廻状到来。権次郎と相談し、書類作成。
	一三日	沢井権次郎宿へ来る。龍野(藩力)・播州(帯取り扱いにつき、村高郷村帳等を提出するよう)との書状到来。新宮は岡山藩に取締って欲しいと願う。宇兵衛から章政の言葉として、しばらく蒲京する心積もりをするようにと言伝あり。
	一四日	水谷保太郎、新宮に向けて出発。岡山・鳥取藩への使者や、用向などについて新宮の家臣と相談するため。
	一五日	一三日の件で、岡山藩から弁事役所へ願書提出。
	二〇日	政府より、一三日の願書の内容認められる。新宮池田家は、当分岡山藩の取り扱いに。岡山・鳥取の国元への使者を見合わせ。水谷保太郎、帰京。
	二五日	元高家衆中条左衛門督外一人より、元寄合席衆の連名で、太政官より知行高などを取り調べるよう命ぜられた書状到来。高米などについて、在所と協議。

	二八日	知行高などの取調へ帳提出。
	二九日	岡山藩前藩主茂政が武蔵守に改名し、章政は備前守になる旨、岡山藩留守居より奉札。お歎ひの使者を出す。
閏四月	一〇日	章政、京着。頼誠対顔。
	二四日	岡山藩家臣江見陽之進と、農夫也、保太郎相談。
	八日	中条左衛門督外一人より廻状到来。
五月	一三日	中条左衛門督外一人より、一五日に参内するようとの廻状。本家（岡山藩か）と相談。
	一五日	頼誠参朝。領知安堵の朱印をいたたく。一七日に参朝するべき旨の書面を受け、新田次高取調へについての口達覚もつける。
	一七日	頼誠参朝。誓文提出。大宮御所へ行く。岩倉家・坊城家へ廻勤。政府より、旧高家と旧旗本に、旧幕府の朱印状と領知の村・石高について詳細に調べて提出するように命ぜられる。（共に20日まで）統隊について軍勢を申し出ることを指示される。
	不明	一七日の取調へを機会にして新宮を岡山藩附属にする件について、二二日に章政が参朝する際に御願いをすることを、保太郎と岡山藩家臣とで取り決め。
	二〇日	一七日の件について、農夫也が使者になり、書類差し出す。（朱印状は、ないことを主張し、提出せず。）統隊・兵士の人数を申請。陸軍局へ軍資金を提出。（二千石で九十兩。年に三分割で今回は三十兩。）
	二二日	池田章政参朝。その際に、新宮池田家を自らの附属にして欲しいとの願書提出。頼誠、中条、朽木主計助へお札。
	二三日	政府より、元旗本取締規則は追って命令するとの連絡。
	二五日	一五日の新田次高取調へに関する廻状到来。
六月	二九日	板倉小次郎、内藤喜助同席触頭になり、元寄合が下太夫という名称になるといふ廻状来る。
	三日	章政歸国を沢井宇兵衛より聞き、頼誠太刀馬代を献上。
	四日	章政、岡山へ出立。
	不明	このころ、農夫也と保太郎が岡山藩家臣と相談し、願書（まずは帰色したい、岡山藩附属にして欲しいなど）を并事役所へ提出。（六月、九日付）
	二五日	板倉外一人より廻状。二七日に参朝するようとの内容。
	二七日	頼誠参朝。帰色の許可おろる。大宮御所・岩倉・坊城へお札。（しかし、許可延引。）
	二日	触頭より誓約を命ぜられた旨の廻状来る。
七月	三日	頼誠参朝。誓約を命ぜられる。
	四日	触頭より、帰色後に家臣を一人在京するよう命ぜられる旨の廻状来る。これは岡山藩留守居が代行することを連絡。
	八日	下太夫の御心得方について触頭より廻状到来。帰色の方法について、農夫也と岡山藩が相談。姫路征討に関して、新宮池田家からの献米代金上納が保留になっていた件（領知安堵前の事例）について、岡山藩から政府へ伺書提出。政府から支払うよう許可が出る。
	一〇日	新宮池田家から会計官役所へ献米代金上納する。（金千両）その際の書面の下案は、岡山藩で準備。
	不明	触頭より、帰色を許可する連絡来る。
	一二日	翌日出立と決まり、岡山・鳥取両留守居へお札。触頭の内藤が出立の旨を参朝し伝え、許可が降りる。板倉にも使者。
	一三日	一行、京都出発。

以上、「御一新二付御上京并御帰色迄手続留」をもとに作成した。

藩へ願書が出されている¹⁵。また、保太郎と敬輔の二人は江戸到着前に一旦上京して、「両御本家」の御屋敷（京都屋敷を指すと思われる）へ行き、協力を求めた。その結果鳥取藩の京都留守居である、山田宗平や同じく鳥取藩家臣の野村義左衛門と計り、鳥取藩から維新政府へ次のような願書が出されている¹⁶。

【史料1】

播州新宮
池田右近将監
同州屋形
池田鎗三郎

右幣藩末家二御座候処、此度江戸表二罷在候同家家来共へ在所江引取申度、迎之者差遣候二付、道中無滞罷通候様、御手形之義別紙両通願書指上申候、宜奉願候、以上

この史料をみると、新宮池田家だけでなく池田一門である屋形池田家も同様に「末家」として鳥取藩が願書を提出していることが理解できる。鳥取藩の協力の甲斐もあつて、即日手形を渡されているが、鳥取藩と岡山藩が相談してのことであつたようであり、池田一門に対して岡山藩・鳥取藩が協力して問題の解決を図ろうとしたようである¹⁷。

江戸では、二月二日に頼誠と同役（奥詰鉄隊頭）であつた久世下野守から、若年寄の浅野美濃守へ上京の願書が出された¹⁸。

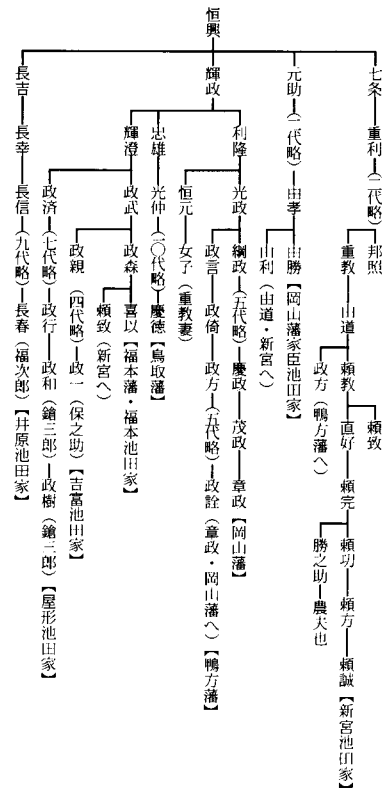
【史料2】

私知行所播磨国揖東郡之内二御座候処、此節本家松平備前守へ預ケ相成候趣二付、右備前守并本家松平因幡守存寄をも相尋度候間、御役 御免被成下、知行所江之御暇被下置候様、此段奉願候、以上

二月

この時点では新宮池田家は正式に岡山藩預かりになつていたわけではないが、岡山藩が山陽道鎮撫取締りにあたつていたことから、少なくとも頼誠はそ

【池田家系図】



のように考えていたのだろう¹⁹。一方で因幡守（池田慶徳）も「本家」と呼び、岡山藩・鳥取藩両方と意見交換をしたいとの考えをもっていた。この際、旧幕府が新宮池田家には本家が二つあることに異議を唱えなかったことも注目できる。その後、一三日には再び久世下野守が名代として西丸へ出仕し、帰国を許された。

二五日、京都に向け一向は江戸を出発した。途中あらかじめ新宮へ遣わされた新宮池田家の分家である池田農夫也と山村勘六に合流した。農夫也は同行し、勘六はそのまま江戸に向かった。一向はその後東海道から美濃路を経て、三月二日に大津へ到着した。ここで富田敬輔はあらかじめ京都にて「帰国掛」として、岡山・鳥取両藩と折衝していた者からの書状を受け取った。残念ながら、具体的にどのような運動をしていたかは不明である。まず農夫也が上京し、頼誠達も後から岡山藩邸へ出向き、藩留守居沢井宇兵衛と打ち合わせをしている。また京都での一向の旅宿も決まった²⁰。

(2) 京都での諸手続き

翌三日頼誠は両家の留守居と改めて会い、協力を要請した。また新宮からは家臣の富井周蔵や横井孝之助らが上京してきた。このうち、周蔵は御用向もあつて帰国、孝之助は京都に残ることになった²¹。同日のうちに、岡山藩の留守居から頼誠の願書が、沢井宇兵衛の添書とともに太政官へ提出された。この願書で

は、後に頼誠の江戸出立の日にちの記載が誤っていることが判明したが、大きな問題にもならず（公式には誤った日時で最後まで通したようである）、一〇日に改めて沢井から頼誠が一日に参内したい旨を朝廷側に提出した。一日は無理であったが、その一日には弁事役所より使者が参り、翌二日に太政官代へ出頭するべき旨の書状を請けとっている。当日出頭した保太郎が維新政府側と興味深いやりとりをしている。

【史料3】

右二付、備州様江御案内旁参り萬々承合、且明日出仕二付、志人同行相願可申、都合之処、右御附礼濟二而、小太郎義書調可持参致度候其段申達候処、程克承知二付、翌十二日富嶋同道二而太政官代、二条御成也、右江「布衣着保太郎」出仕候処、富嶋小太郎御先方御用向二而、外席に罷在候節、右官代招所二而御使番山田庄蔵と申人候而、御本家之有無并二御大名哉交代寄合か、又ハ御旗本哉御方之処、且又御国之処何方と申尋二付、御知行所ハ新宮斗二も無之、高名目も如何左近未領知と唱候も掛念致、因州様も御本家二御座候へとも、備州様之方重候旨と斗申義、是ハ前書因州様二而御手形御願被下手續も有之、旁備州様事を申立候而も如何と存申二而、再考之上申答候様、右品を尋候廉之答も有之二付、濟書所望二任せ不得止事、左之通認相渡し候事、尤因州様ハ認候二不及旨先方任申候事、

池田備前守分家

高三千石

池田右近将監

陣屋播州指東郡新宮二而、是迄定府二御座候処、何事も本家江依頼罷

在、此度上京仕候義二御座候、

右山田庄蔵落手、尤全々同人手覚候由也、

維新政府側から本家の有無を尋ねられた際、岡山藩池田家と鳥取藩池田家両方を本家と呼ぶことに対し、あまり岡山藩のほうを表に出すのはどうかと問題になっている。だが「因州様ハ認候二不及旨」とあり、また維新政府側の意見をとり入れたこともあるが、最終的に「池田備前守分家」として、維新政府

に調書を提出した。維新政府としても二つも本家がある事情は理解しにくかったのだろう。旧幕府に願書を提出した際には岡山・鳥取両藩とも「本家」と記入しても問題にはならなかったことは対照的である。

三月一五日には、これまで色々と気を遣ってくれた岡山藩主池田茂政が引退し、岡山支藩である鴨方藩主池田政詮が家督を相続したが（章政と改名）、翌日には頼誠が早速お歓びとして出かけている。この日は会えなかったが、一九日に改めて章政に対顔した。この前日には章政が侍従に昇進していたので、そのお祝いも兼ねていた。

翌月には、新宮池田家を岡山藩預かりにする運動が本格化する。

【史料4】

一同月十三日右権次郎、御旅宿江入来候節、御在所新宮江龍野に而播州御取締御取扱二も相成候由を以、村高郷村帳等差出し候様文通二付、答之趣且又右二付岡山表江御問合等も仕居候、取斗振且又何卒萬端御本家様二而、御進退被下候様御願出し候義相願候処、右願書同十五日御差出し二相成、同廿日御附札二而願之通り被仰出已来正面備州様二而御取締相成候二付、龍野表二関東之義ハ無之旨権次郎より左之通之写書面差添申越候事

写

在所播磨国

指東郡新宮

一高三千石

池田右近将監

右は信濃守（章政）末家二而、兼而勤王之志厚御座候処、今般御一新二付、奉伺天機度二月廿二日江戸表出立、三月二日御当地江参着仕候段は、其節御届申上候義二御座候、右領地之義ハ先達而幣藩より取調証書并領地目録共指し出置申候、然るは、同人義何分之御沙汰被為在候迄、右領地其俵幣藩江取締被仰付置候得は、難有仕合奉存候、此段奉願候様、信濃守申付候、宜様奉希上候、以上

備前侍従内

四月十五日

沢井権次郎

四月一三日にまず沢井権次郎（沢井宇兵衛の息子）が頼誠の宿舎を訪れて、龍野にて播州の取締りがなされ、村高郷村帳を差し出すべき旨通達してきたが、その際に新宮領を岡山藩が取扱うよう頼誠が頼んだ、とある。またそれに従って、岡山藩からも領知の沙汰がある迄新宮を取り扱う願書を提出したことが伺える。

背景には、この時期龍野・赤穂両藩が近隣の田安・一橋領や会津役知、さらに旗本領を取り締まるよう維新政府より通達されたが、引き続き関係の深い岡山藩附属にして欲しいとの、新宮池田家側の考えがあったのだろう。維新政府側も本家である岡山藩の預かりを続けることで、大きな混乱が起きないようにしたいという目論見があったと思われる。結果維新政府からも認められない。これにより、岡山藩―新宮池田家のつながりがさらに強化されたことは間違いない。

また、先月に章政が大坂へ行くことが命ぜられたが、その後大坂の章政から、権次郎を通じて当分滞京の心積もりをするように伝えられている。この際岡山と鳥取へ家臣を派遣することも見合せているが、これも岡山藩側の指摘による。岡山藩はともかく、鳥取藩に使者を出さないというのは、鳥取藩への依存度の低さを示すものかもしれない。その鳥取藩ではこのころ福本池田家を「諸侯列」に引きあげるべく、運動をすすめていた。鳥取藩池田家から見、福本池田家は鳥取藩から分知されて成立した家と見なされており、同じ池田一門でも岡山藩池田家と鳥取藩池田家に依存する家の差が表れていた。

閏四月一〇日には章政が上京し、頼誠は対顔した。同二四日には農夫也・保太郎が岡山藩家臣江見陽之進のもとへ出向き、頼方他江戸にいる人々の江戸引払いなどの件について相談を行っている。

五月一三日、元高家衆の中条左衛門督たちから一五日に参朝すべき旨の書状が到来した。その際「御本家様へ御願候御附属等有之候様之取斗」とあるが、「御本家様」とは岡山藩を指すと思われる。一五日頼誠は参朝し、無事領知安堵の朱印状を交付された。一七日には再び参朝し、誓文を提出している。この際元高家衆や元旗本に対し徳川時代の朱印状を残さず提出し、又改めて詳しい村高

を調べて提出するように指示された。

ところで、この際頼誠は、今後も岡山藩附属になるよう願っている。この段階ですでに岡山藩の「取締」になっていたが、ここでは半永久的なものを目標としたのではなからうか。本領安堵されるなど今が「機会哉」ということだったのだろう。

二〇日には弁事方役所へ出向し、必要書類を提出した。この書類も岡山藩と相談して作成している。同日には石高にあわせた軍資金（新宮は年に三回割、一回は三〇両で合計九〇両になる）を支払うよう岡山藩留守居に指示され、陸軍局に支払っている。

二一日に章政が参朝したさい、岡山藩から次のような願書が出された。これは一七日の件と関連がある。

【史料5】

私末家池田右近将監、池田鎗三郎、池田福次郎（長春）義、本領安堵の御朱印頂戴仕、難有仕合奉存候、就而は、弥以為尽精忠度志願二御座候、然ル処、何も小身微力之者二候間、迎も独立之御奉公難相勤候様奉存候、何卒私附属二而御奉公相勤候様、為仕度奉存候、且帰邑任候節、為御用伺家来共御当地へ指置候筈二候得共、何分小家之義二付、御用等之節は私家来共迄御沙汰被為在候様仕度奉存候、此段只管奉願候、宜様奉願候、以上

五月 御官名

ここでは頼誠の他に、屋形池田家の池田政樹、井原池田家の池田長春両名の名前があげられている。しかし、このうち屋形池田家については先述のとおりもともとは福本池田家の分家であり、鳥取藩側からすれば、福本池田家と鳥取藩池田家の関係が深い以上、屋形池田家も自身が引き取ることを考えていた。岡山藩池田家側と鳥取藩池田家側の池田一門に対する考え方の相違がうかがえる。

結局同月二八日には維新政府は、旧幕府の家格等を廃止し、中大夫（高家・交代寄合）、下大夫（寄合・兩番席一〇〇石以上）、上席（席々の一〇〇石まで）と再構成したうえで、旧旗本の領地の民政は近隣の府県管理となっている。

このうち新宮池田家領は設置まもない兵庫県がひきうけることになり、新宮池田家は独自に領地を治めることが出来なくなった。

六月三日には、岡山藩留守居より章政が帰国することが伝えられた。そこで同日のうちに、太刀馬代金を献上した。

新宮池田家として在京期間も次第に長くなり、帰邑の時期も問題になった。そこで岡山藩側と相談の上、弁事役所へ願書を改めて提出した。帰邑願いやはり岡山藩附属を願うものである。この際鳥取藩には「京着後之手続ハ御出勤又は御使者ニ而御留守居中迄、夫々咄し候事ニ而、右御附属候処、兼而備州様江御願込之義申置有之事也」と、岡山藩附属になるよう運動していたことを、あらかじめ留守居などを通じて知らせていた。³⁵

願書の要点を述べると、「萬事別而不調之義ニ御座候間、何卒下先帰邑被仰付候様仕度奉願候義ニ御座候」と、とりあえずは新宮へ戻りたいとのことであり、今後の奉公についても、「何事も御本家様江御附属相願候而、進退仕度、御当地御用向等在邑罷在候節ハ、別而御本家様ニ而萬々御取扱別段家来等在京ニ不及旨、兼而御含も被成下置候通りニ尚奉願候、身分之義ハ、在所播州新宮ニ定住罷在、聊銃隊等も組立置度、且御用之節ハ元より平常之処ハ其御模様ニ応し上京 天機等奉伺、在邑之砌ハ、於土地身分相応之御奉公向も被仰付候様奉志願候義ニ御座候」と、必要ならば上京するが、本家に附属のかたちで新宮に留まりながら奉公を続けたいと述べている。その上で「当節之御場合自然不行届等之義も御座候而は、朝廷江奉対恐人而已ならず 両御本家様迄之御尊名ニも拘り義と、其通之心痛も不少」と、朝廷や岡山藩・鳥取藩両池田家に迷惑がかかることも記している。

同二七日には新宮へ帰ることが許されたが、一端延期となった。しかし、翌七月三日に維新政府に誓詞を出した後、四日には新宮へ戻った後のことについて維新政府から連絡があったことを考えると、これは誓詞を出すために延期しただけであろう。

維新政府からの連絡とは、京都に家臣を一人連絡係として残すようにとのことであったが、ここでも岡山藩の留守居が代行することになっていた。こうして新宮池田家は帰邑後も岡山藩との関係が継続されることになった。

同八日、下大夫への心得として触頭より伺書が来た。その中には道中の人馬

の規則が記されていたが、早追で新宮に戻りたい新宮池田家にとっては障害であったらしく、岡山藩と相談し、維新政府にも相談して特例の許可を得ている。また同日には、維新政府軍の姫路遠征の際に、新宮池田家が献上を予定していた米三百石が保留になっていた件で、岡山藩より再度献上したいとの願いが維新政府へ提出された。それをふまえて新宮池田家では、岡山藩から予め書類の下案をもらった上で、一〇日に三〇〇石の代わりに金千両を提出した。

この後、改めて頼誠は新宮への帰参が許された。出立の日を二三日と決め、前日の一二日には岡山・鳥取藩両屋敷を訪れ、お礼をしたあと触頭が参朝し、正式に受理された。³⁶

以上、京都での新宮池田家の運動を見てきたが、新宮池田家は岡山藩の協力を得ることが多かった。ただし当初は鳥取藩の協力を受けることもあり、岡山藩と鳥取藩が合同で池田一門の援助を行っていたと考えられる。

京都到着後に岡山藩の援助を受けることが多くなり、岡山藩附属になるよう運動が続けられたことについては、岡山藩が山陽道鎮撫取締を行ったことや、維新政府との折衝で岡山藩と鳥取藩の両方を「本家」と呼ぶことが取り上げられ、その後に岡山藩池田家の分家として書類を提出したことが多少影響していることも事実であるが、もともと新宮池田家は鳥取藩池田家より岡山藩池田家との関係が強く、結局岡山藩池田家の分家と提出したのである。維新政府との折衝で、結果的に新宮池田家が岡山藩寄りであるということがより鮮明になったと考えられる。

一方、福本池田家は鳥取藩の援助で藩に復帰し、屋形池田家は岡山藩・鳥取藩の両方の協力を得ながら、運動を進めている。池田一門により、その進め方が異なることがわかるが、特に屋形池田家は岡山藩・鳥取藩がともに自らの附属になるべく運動をすすめており、新宮池田家以上に微妙な立場にいる家だったのかもしれない。

二章 新宮池田家の藩格昇進運動

次に頼誠の藩列への昇進運動を事例に、三者の関係を検討する。この昇進運動については、先述のとおり『播磨新宮町史』のなかで触れられ、藩に昇進するため必要な石高の不足分は、岡山藩が自らの藩領から補うように計画され

ていたことを指摘しているが、鳥取藩については触れられておらず、鳥取藩からの視点を新しき見方が出来ると考えている。

無事に頼誠が新宮に着いた後、明治元年一月一日付で、鳥取藩主池田慶徳へ頼誠自身の書状が届いた。④ 要点を紹介すると、「先月廿八日、於東京府、中大夫以下之面々東京定府被仰付候旨と中大夫以下の東京転住が命ぜられた。本領を安堵され、家臣の移住についても義父頼方が病のため東京にいたので多少は残しているが、それ以外はほぼ終わり」「最早安心之場合と」考えていたのに、「又々前文之通弥被仰出候上は、是迄之心配も更ニ其甲斐無御座は申迄も無之、また春からの軍役や滞京・家来の引越しや新宮での仮住まいなどで出費がかさんでおり、「一分出府之儀は兎も角も家族家来ニ至迄召連候手段術計も更ニ尽果、如何共可仕様無御座」、家族・家来とも生きていけず、また風聞ながら蔵米扱いになると聞き、「元和年中より之旧領墳墓にも相放、そうなるも春からの努力も無駄になり「悲歎之外無御座候」と心情を示した。それで岡山にも同様に御願いし、「両御本家様被仰合、御救助奉願度、不願恐奉上書度、如斯御座候」と岡山藩・鳥取藩の協力を求めた。またそれに続いての歎願の口上では「既ニ祖先は則藩列ニ有之儀にも御座候間、何卒右邊を以て、御復古之御場合、藩列ニ被為加被成下候様懇願候間」と藩への復帰を考えており、藩格昇進後も「内実勤兼候廉は御両家様ニて御助成被為成下候様、奉願度儀ニ御座候」と岡山藩・鳥取藩からの経済的な援助も求めている。

これをうけて、慶徳は東京在住で分家の池田徳澄に頼誠他旧旗本池田家の東京転住がないよう維新政府に働きかけるよう連絡し、頼誠に返書をした。④

内容は自身が確認したということで、「東京ニて既ニ被仰出は有之候共、本人え達し無之上は、進退不及掛念、其俣在邑ニて不苦、右邊ニ心得候て宣敷旨」ということで、とりあえずは新宮に留まれる旨を知らせた。ただ藩列に加わることは「近來段々願人多く、実は其筋にても甚々評議六ヶ敷被察候間」と同様の願いが多く、難しいことを示している。

ところで、新宮池田家は同時に岡山藩へも使者を出している。岡山藩は新宮の願いを聞き入れてすでに運動を始めようとしていた。しかし慶徳は茂政に対し、書状を認めて岡山藩家臣江見陽之進へ渡し、反対の意思を示している。④

まず「新宮之儀は、既二三石余高を以本領安堵相済候上之儀、且又、両家

より分地之儀、一向二例も無之、其上近頃交代寄合之向、段々藩屏列相願、実は太政官之取調も内々承試候処、何レ議事ニ可相成」と、すでに新宮は本領を安堵されていること、両家よりの分地（知）は聞いたことがないこと、また交代寄合の藩昇格にはいずれ太政官内で議事になるだろうなどの見方を示し、またこれら東京転住は東京で言われていることで、未だ直接には知らされておらず、「旁以当地ニては急々之事ニは参問敷」ことであり、「諸侯列之儀は折格被願候ても成就之程如何可有之か、夫より東京移住一ト先延引之策、却て急務かと奉存候」と藩列に加わることに運動には基本的に反対であり、東京移住を引き延ばすのが必要と訴えている。

内容的にはそれほど新宮池田家に宛てたものと変わらないが、二つの家から分知（地）は例がない、という点が注目できる。これは新宮池田家からの願書の内容にのつとつたものという理由もあるが、この点は後で検討したい。

一方頼誠は同年二月四日に岡山へ行き、六日に岡山城へ登城した、そこで「(中略) 滞留中殊遇ヲ辱ス」とあるが、一連の運動についても話し合ったと考えてよいだろう。同月一七日岡山を出発し、同月二〇日に新宮へ戻っている。④

同月二日、岡山藩家臣には江見陽之進が再び上京して、鳥取藩邸を訪れて慶徳宛の茂政の書状を持参してきた。内容は「最早貴君方ニて御扶助として米金只今被遣候儀御六ヶ敷御座候得は、平常之処は於当方も従来不勝手之処、猶又当春より入費多く有之候故、十分之扶助は行届不申候得共、不外同家之事故、万一立行不申候様取向候ては、参議公(輝政のことか)え奉対不相済候間、勝手方役人共は甚難渋ニ申出候得共、不得止候儀故、断然少々扶助遣候て、万石高二相願候処ニ決定仕候。尤此後公務筋之儀ニ付願出候節は、御扶助被成遣度、又常備兵等出兵之節も器械人員等御互ニ相助遣候仕度」と鳥取藩の協力を求める一方、「一切御不同意ニ被為在候共、此候ニて相止候訳にも無之儀故、成否ニ不拘願立候、心得ニ御座候間、何卒御戮力之程奉希候」と鳥取藩側が反対しても運動を行う旨も付け加えられていた。④ とはいえ、財政面から家臣側は困難なことを主張していたように、岡山藩としても積極的という訳ではなかった。

明治二年正月五日に、改めて陽之進が茂政とその養父慶政の願書をもって慶徳のもとを訪れており、この件について相談している。鳥取藩側としても茂政・慶政たつての出願ということで、同意せざるを得なかつたらしく、また仮に鳥

取藩が反対しても岡山藩は独自で運動を行うことを決めており、石高不足分は岡山藩側だけで補う意思が伺え、岡山・鳥取両藩から分知した事例はない、という反対理由がなくなつたのも事実である。慶徳は正月七日付での茂政・慶政連名の願書を、自身の願書を添えて弁事役所に提出した。^④

同二八日には、今度は東京から一〇日付で章政の書状が慶徳へ届けられている。しかし、「此度之右近将監之儀は、実は分家も老人は小供之儀、丹波守は不快勝故、旁願候儀ニは御座候得共、朝廷之儀御聞落二相成候哉難計、僕在職中ニては一入心配仕候。先は万々如斯御座候」と、自身の分家側の事情もあつて、藩格への昇進運動がうまくいか不安を持つていた。^⑤

その後も茂政から今回の件について御札の書状が来る等、運動が進むかのように見えたが、結局当時の政情によって進展しなくなつた。二月二四日に、茂政から一九日付で次のような書状が届いた。^⑥

【史料6】

別紙申上候。旧冬江見陽之進上京為仕候節、末家右近将監儀、御配意被成下候御札申上候御挨拶被仰下候て、畏入候。然処、此度貴藩版籍御返上之儀御出願二相成候二付、一ト先見合候段申立候処ニ決定二相成、既二今便西京へ申遣候都合二相成候。貴兄にも御配意被下候処、水泡二相成候段、残念之至ニ御座候。此節雀部六左衛門貴地え罷出居候間、朝廷向之処一ト先見合候方可然哉、又は地面取調差出候様御沙汰も御座候事故、地面取調差出候方宜敷哉、得と御勘考被下候て、六左衛門え可被仰聞候。当地之情実之処も、御聞取可被下候。(後略)

この年の一月二〇日付で、薩長土肥の四藩主が版籍奉還を上表すると、それにあわせて慶徳も同様に版籍奉還を上表したが、皮肉にも慶徳の維新政府に対する行為が、岡山藩の新宮池田家に対する藩格昇進運動を見合わせる事になったのである。また、とりあえず慶徳に相談していることも注目できよう。しかし、そもそも慶徳は藩格への昇進運動には反対をしていたこともあつてか、「御見合せ候方可然」と返事をしている。^⑦岡山藩としてもともと藩内部に運動に疑問を持つ者がおり、これ以上運動を続けるのは難しいと考えたのだろう。

結局新宮池田家の藩への昇進運動は失敗した。

その後頼誠自身が上京して、慶徳と面会后弁事役所へ「私菜地之義ハ、御当地程近之場所ニて、何卒隨身之御用向も相勤度兼テ之志願ニ御坐候処、今更遠隔之地工罷越候段、実以遺憾之至ニ奉存候。其上小録之義ニて、万事本家へ依頼仕居候義ニ御坐候間、近領ニ罷在候得は、御用相勤候節万々都合宜、旁以御当地定詰被仰付候様奉願度奉存候」という願書を提出した。^⑧ここでいう「御当地」とは京都であつて、京都で奉公したいという内容である。岡山藩からも願書が出され、何とか東京行きだけはさせたかたつたようである。

しかしこの運動は成功したが、一連の運動での心労がたたつたのか、頼誠はこの年内に病で他界してしまう。この後新宮池田家は、岡山藩・鳥取藩両池田家に使者を送り、最終的に池田家一門で岡山藩家臣筋の人間が選ばれ、家名は存続したが、新宮池田家は少しずつ解体していくことになる。^⑨

このように、新宮池田家の藩格への昇進運動は、岡山藩・鳥取藩の足並みがそろわず、また池田慶徳が版籍奉還を行うことなどもあつて、結局実現しなかつた。

ところで、鳥取藩池田家の対応について、福本池田家を藩に復帰させようと運動を続け、実際に実現させたことと比較すると、今回の新宮池田家への対応は消極的と言つて良い。新宮池田家が運動を開始したのは、福本池田家が藩に復帰してから約半年後のことで、政治情勢が変化したことや、福本池田家(約六〇〇〇石)と新宮池田家(約三〇〇〇石)の石高の違いもあるだろうが、池田慶徳の書状に見られた両家からの分知は例がない、とのくだけりが関連しているように思われるので、少しだけ触れておきたい。

慶徳の認識では、裏をかえせば分知は一つの家からなされるものであることになる。そしてそれは池田家の場合も例外ではなく、分家旗本は岡山藩・鳥取藩両池田家のいずれか片方から分知をして成立した家、あるいはその流れを汲む家ということになる。鳥取藩池田家から見ても、福本池田家は鳥取藩領から分知したものと認識されていた。^⑩福本池田家からさらに分知された屋形池田家も同様である。

一方新宮池田家はどうか。一・二章を通じて新宮池田家は総体的に岡山藩寄りの行動をとり、鳥取藩側はそれほど不満を言わず、かつ藩格運動に対しても

消極的だったことを踏まえると、新宮池田家は岡山藩池田家から分知したと認識されていたのではないだろうか。新宮池田家は岡山藩・鳥取藩両池田家を本家と呼んでいても、実際には本家側であった鳥取藩池田家からは、新宮池田家は岡山藩池田家側の分家であると認知されていたと考えられる。

おわりに

最後に、最初の課題に即してまとめていきたい。結果から述べると、新宮池田家にとつては、二つの本家があることはメリットとデメリットがあった。まずメリットとして、家格・石高共に全国屈指の藩であった岡山藩・鳥取藩の両方の援助がうけられることがある。実際、新宮池田家の一行が京都の到着するまでは岡山藩・鳥取藩の協力を得ることが出来た。

次にデメリットとして、新宮池田家の大名格昇格運動の際には、岡山藩池田家と鳥取藩池田家の足並みがそろわず、運動もうまくいかなかったことなど、二つの家の思惑が異なった場合に運動が行いにくい場合がある。もともと、この運動が失敗したのは当時の政治情勢が影響していることもあり、また最終的には、岡山藩・鳥取藩両池田家共に新宮池田家に協力しており、鳥取支藩すら運動に加わった。そう考えると、デメリットよりメリットの方が多かったのではないか。

ところで、他の池田一門と比較すると、例えば福本池田家・屋形池田家は、本来鳥取藩池田家との関係が強いと思われるが、福本池田家が岡山藩へ所領を預けようとしたこともあり、また屋形池田家も岡山藩が自らの附属にしたいと運動をすすめていたことを考えると、岡山藩池田家の影響もうけながら存続していたのだと思われる。また岡山藩池田家と鳥取藩池田家でも一門に対して考え方に食い違いがあった。池田一門とつて、岡山藩池田家と鳥取藩池田家は、頼もしく、時には混乱を起こす存在だったのである。また、岡山藩池田家とその分家旗本、あるいは鳥取藩池田家とその分家旗本の関係は、強固な本家―分家関係ではなく、岡山藩池田家・鳥取藩池田家両方双方の影響をうけながら、緩やかに結ばれていたのであろう。これは分家旗本側が多く分家大名と異なり、本家の領外に領地を有していたことで本家からの独立性が少なからずあった一方、仮に独立性を有したとはいえ、岡山藩池田家と鳥取藩池田家とともに

隣接しているため、自然と両家の援助を少なからずうける機会が多くなる、という池田家の特性もあるのだろう。

ただ、本家―分家の関係が必ずしも強固ではなかったこと自体は、別に池田家だけではなく他家でも生じることは先行研究でも明らかにされてきているところであり、今後の課題としては、池田家以外の事例も考察することで、さらなる比較・検討を行うべきであろう。

- (1) 例えば、松平(上野)秀治「大名分家の基礎的考察―「内分」分家を中心に―」(『研究紀要(徳川林政史研究所)』昭和四七年度、一九七二年)鈴木幸彦「関藩田村氏の基礎的考察(その1)―支藩としての従属化の過程を中心に―」(『岩手県立博物館研究報告』三、一九八五年)、田中誠「秋藩の本・支藩関係をめぐって」(『山口県地方史研究』六一、一九八九年)、倉持隆「宇和島藩主伊達村候と仙台藩―寛延二年本家・末家論争を中心に―」(『地方史研究』二八九、二〇〇一年)など。
- (2) 倉持氏前掲論文参照
- (3) 伊藤康晴「播磨国鳥取藩領、及び福本藩に関する基礎的研究」(『鳥取地域史研究』一、一九九九年)
- (4) 『播磨新宮町史』第六卷(新宮町史編集委員会、一九六四年)・同七卷(新宮町史編集委員会、一九六九年)
- (5) 『井原市史』iv 井原陣屋史料編(井原市史編集委員会、二〇〇一年)
- (6) 拙稿「二つの本家と二つの分家の関係―新宮池田家と岡山藩・鳥取藩―」(『鳥取地域史研究』七、二〇〇五年)なお、新宮池田家が岡山藩・鳥取藩両池田家を「本家」と呼ぶことは新見吉治氏も指摘しており、筆者も新見氏の著書でその事実を知った。新見吉治『旗本』(吉川弘文館、一九六七年)
- (7) 池田頼方の履歴については『播磨新宮町史』第七巻で詳しく述べられている。
- (8) 拙稿前掲論文参照
- (9) 例えば文政七年(一八二四)に支藩の池田信濃守が急死した際、その弟である池田甚次郎の名代として江戸城に登城している。岡山大学附属図書館所蔵「池田家文庫」所収「御分家様留」(A―一六九三 マイクロTAA―一四〇)以下マイクログ番号は『池田家文庫藩政史料マイクログ版集成』(丸善株式会社、一九九二年)による。

(10) 『兵庫県史』第五卷(兵庫県史編集専門委員会 一九八〇年)

(11) 拙稿「近世武家官位制度と大名の意識―岡山鳥取池田家を中心に―」(『岡山地方史研究』一〇〇、二〇〇三年)

(12) この際の池田慶徳・茂政兄弟や、両藩家臣同士のやりとりについては『鳥取県史』に詳しい。『鳥取県史』第三巻近世政治(鳥取県 一九七九年)

(13) 東京大学史料編纂所所蔵「池田文庫」所収「御一新二付御上京并御帰邑迄手続留」三七五

(14) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手続留」

(15) 「池田家文庫」所収「末家池田右近将監家来勤王尽力二付家名相統取成嘆願書」慶応四年(S六―五五六 マイクロYSF―〇〇四)

(16) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手続留」

(17) 鳥取藩側の史料(『贈従一位池田慶徳公御伝記』)には、次のように記されている。正月二三日の内容として、「(前略) 松平弾正書を送り来り、公の同族引揚げに就いての御配慮を謝す。庶流松平弾正の世子久米之助(以上福本池田家)・池田播磨守・同右近将監(以上新宮池田家)・同槍三郎(屋形池田家)・同保之助(吉富池田家)、何れも江戸在府中なり。右近将監家来平野愛治来り、御小姓田中精之丞を以て、江戸引揚方につき出願す。公、厚く構ひ、当時江戸通路一切絶えられたれば、弾正家始四家引揚の手段なくば、池田備前守へも談じ、勅命を以て呼寄する方法もあるべし、併し四家と熟談の上、良法あらば申出づべしと告げられたれば、愛治、十七日を以て播州新宮に帰る。同家にては、既に江戸出府の者、道路杜絶にて帰着の折とて、愛治急速出府の積なりしを止め、かつ備前守より、姫路表人数出兵の催促によりて、旗番一人小筒大砲一門等上下百人を出張せしむ。愛治の報せるもの、二十日精之丞に達す。なほ、同家より弾正に是事を伝へたるが、弾正、是時生野出張官軍執事より、播州加西郡殿原村に一揆勃発の風聞あり、実否不明に付き探索を出だし、実事ならば勿々鎮撫すべく、当方よりも軍勢を出だすへけれど、手抜なく手配すへしとの命を受け、とりあへず二十日、公に謝状を送る。是日、右の書着したれば、公、御同族引揚方の義、京都詰重役へ取計を命じたれば、其内返報あらば申入るべしと返答せらる。『贈従一位池田慶徳公御伝記』明治元年正月 本稿では鳥取県立博物館より活字化されたものを活用した。『贈従一位池田慶徳公御伝記』四(鳥取県立博物館 一九八九年) 同五(鳥取県立博物館 一九九〇年)

(19) 『播磨新宮町史』によると、徳川慶喜罪状を記した制札が新宮領の近隣にある一橋領にも出され、それが池田右近将監宛てになっていたことから、岡山藩から頼誠が命ぜられて当ったものとしている。岡山藩が新宮池田家に強くかわるようになってきているのは事実で、それを踏まえて頼誠はこのような発言をしたのかもしれない。『播磨新宮町史』第七巻

(20) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手続留」

(21) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』には、次のように記されている。四月三日の条として、「(前略) 池田右近将監の上京、其他同族の近情の報あり。池田右近将監の在所播磨新宮にては、其後右近将監、江戸引揚につき心配せるが「正月二十三日参照」、江戸通路開け、池田弾正より、其子久米之助の迎として数人を出立せしめたるをきき、水谷保太郎等、二月九日上京し、さきに家老和田彦岐上京の途、同家の富田敬介、其途中に出で談じたるころもあれば、保太郎、在京の家老荒尾駿河、及び彦岐の所見をもきき、池田信濃守「当時備前支封」の意向をも尋ねたる上、十三日江戸に下る。駿河は、御国の報にて、正月二十五日、弾正始四家「播磨守・右近将監・鎗三郎・保之助」に、相応の朝命ありたき公の願書を出だしたれど、江戸引揚は出願の要なく、勤王の志ある向は、道中の如何に係らず早々上京宜かるべしとて、二月四日書を江戸の御留守洞龍之輔等に送り、五家引揚心添を命ず。江戸にては、久米之助は既に上京の途につけるより、龍之輔等、他の四家に談ずる所あり。右近将監は、十九日保太郎下着により、公の御配慮を承知し、二十五日出足し、三月二日上京、当方・備前藩御留守居の斡旋によりて、天氣伺を許さるゝに至る。鎗三郎・保之助両家は、右近将監隠居万頼の催促にて、鎗三郎は、二月二十三日着京せるも、保之助は三春より帰れる御勤役山本左守、江戸を出立する頃、保之助なほ同地にあり。万頼亦病にて出立に至らず。左守帰国の途、右近将監の在所新宮を通り、水谷勘右衛門に京都江戸の事情を告げれば、この日、同家の平野愛治より、御近習田中精之丞に書を認め、右の次第を報じ来る。『贈従一位池田慶徳公御伝記』明治元年四月

(22) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手続留」

(23) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手続留」

(24) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手続留」

(25) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手続留」

(26) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手続留」

- (27) 『兵庫県史』第五卷
- (28) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手統留」
- (29) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手統留」
- (30) 伊藤氏前掲論文参照。なお、福本池田家が従来の領地と、鳥取藩の蔵米をもつて藩に復帰するのは六月二一日のことである。
- (31) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手統留」
- (32) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手統留」
- (33) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手統留」
- (34) 例えば、すでに明治元年三月の段階で、鳥取藩主池田慶徳は福本池田家に限らず、その分家筋である屋形池田家なども、引き取る意向を示していた。『贈従一位池田慶徳公御伝記』明治元年三月
- (35) 『兵庫県史』第五卷
- (36) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手統留」
- (37) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手統留」
- (38) 「御一新二付御上京并御帰邑迄手統留」
- (39) 『播磨新宮町史』第七卷
- (40) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』明治元年二月
- (41) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』明治元年二月
- (42) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』明治元年二月
- (43) 「池田他美子文書」所収「池田家系譜統録」三一九
- (44) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』明治二年正月　ここで茂政書状の日付が一月一八日なのが不審であるが、話の前後から考えておそらく慶徳の書状の後に認められたことは間違いないと思われる。
- (45) 「池田家文庫」所収「慶応四戊辰春登京以来手統書」明治二年（S六一五八五マイクログラフ）一〇一五）また、「池田家系譜統録」では石高不足分は岡山藩が補うことが記されており、結局運動自体も岡山藩が主体となって進められたと思われる。
- (46) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』明治二年正月
- (47) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』明治二年正月
- (48) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』明治二年二月
- (49) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』明治二年二月
- (50) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』明治二年二月

(51) 「慶応四戊辰春登京以来手統書」

(52) 『贈従一位池田慶徳公御伝記』明治二年九月・一〇月

(53) 伊藤氏前掲論文

〔附記〕 本稿を成すにあたり、関係者の方々にご協力をいただきました。たつの市の吉益美奈子さんには特にお世話になりました。また関西大学の藪田貫先生、岡山地方史研究会ならびに大阪歴史学会の皆様には様々なご教示をいただきました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。